

藤原宮東方官衙北地区の調査

—第183次

1 はじめに

今回の調査地は、藤原宮の中心建物である大極殿の東およそ250m、内裏東官衙の東隣、東方官衙北地区の南西部に位置する。奈良文化財研究所都城発掘調査部では、1980年におこなった藤原宮第30次調査から現在まで、東方官衙北地区および内裏東官衙地区において大・小規模の発掘調査を実施してきた。

本調査区周辺における主な調査成果には以下のものがあげられる。本調査区の北方での第30・35・38・48-3次調査および飛鳥藤原第108-5次調査では、東方官衙の区画塀とそのなかに建つ廂付南北棟建物や長大な東西棟建物といった官衙建物を検出している。特に後者は東方官衙北地区に特徴的な建物である。また、第48-3次調査では、東西棟建物の柱穴から「加之伎手官（かしきてのつかさ）」と書かれた墨書土器が出土した。本調査区の西および北隣でおこなった第71・78次調査では、内裏東官衙の区画塀や建物、区画の間を通る宮内道路などを検出し、さらにその下層では7世紀後半から藤原宮期直前までの塀・建物や条坊側溝が存在することも確認した。2012年に本調査区の北東隣でおこなった第175次調査では、第78次調査で検出していた東方官衙区画塀の延長部分や長大な東西棟建物を検出した一方で、その南側には予想された位置に別の官衙区画塀はなく、礎石建物が建つ空間があったことが判明し、藤原宮官衙地区の建物配置の実態解明に重要な手がかりを得ることとなった。

そこで第183次調査では、第175次調査で一部を検出していた礎石建物SB11100の全容と周辺施設の解明を主な調査目的とした。調査面積は973㎡、調査期間は2014年10月1日から12月25日までである。

2 検出遺構

調査区周囲の旧地形は、南東から北西に向けて緩やかに標高が低くなる。基本層序は表土および盛土、床土、灰褐色粘質土（遺物包含層）、暗褐色砂質土（整地土）、黄色～褐色シルトの地山（基盤層）となる。整地土は調査区の南半および西端ではほとんど残っていない。調査区

北側、特にSB11100付近で残りが良いが、それでも10cm未満の厚さであった。なお、本調査では調査区西寄りに設けた南北畦の北端において、暗褐色砂質土が上層と下層の2層存在することが判明した。重複関係からみて、下層が先行条坊敷設にともなう整地土、上層はそれ以後の整地土と推定できる。これ以外の場所においては整地土から藤原宮期（飛鳥V）の土器が出土しているので、下層整地土の分布範囲は本調査区では北端の限られた場所であったと推測できる。以下特に記載のない場合、整地土は上層整地土をさすものとする。なお、第175次調査で1層のみ確認していた整地土にも藤原宮期の土器が含まれているため（『紀要 2013』）、上層整地土と考えられる。遺構検出面は整地土もしくは地山上面で、その標高は71.70～71.80m前後である。

検出遺構は、古墳時代以前→7世紀前葉から中葉まで→7世紀後葉から藤原宮造営期まで→藤原宮期→藤原宮期以後の5時期に大別できる（図128）。

藤原宮期の遺構

礎石建物SB11100 調査区の東端に位置する。北東隣の第175次調査で検出していた7基の礎石据付穴に加え、今回新たに13基を検出し、桁行4間、梁行3間で東西棟の総柱礎石建物と確定した（図129）。礎石据付穴は直径1.2～2.2mの不整円形で、深さ0.2～0.7mである。礎石据付穴の内部には、根石や礎石の破片と考えられる長径10～50cmの礫が詰まる。抜取穴の断面観察では、礎石据付穴の内部を版築状に搗き固めた痕跡は認められない。今回、新たに検出した礎石据付穴では根石の残りがよいものが多く、柱位置をかなり正確に特定できた。その結果、柱間は桁行・梁行ともに9尺等間と判明した。

この建物にともなう明確な基壇土は検出できなかったが、建物範囲の北西部には黄褐色土をブロック状に含む整地土が分布しており、これが基壇土下部の残存である可能性がある。足場穴は入念に精査したが確認できなかった。なお、この建物には建て替えの痕跡などは認められない。後世の耕作溝が礎石位置でとぎれることがあり、また礎石抜取穴には床土に類似する土が入っていることから、この地が耕作地に転じた後も礎石の多くは残されていたようである。

掘立柱建物SB11300 調査区の西端に位置する。西隣の第71次調査では大型柱穴2基を検出していたが、今回

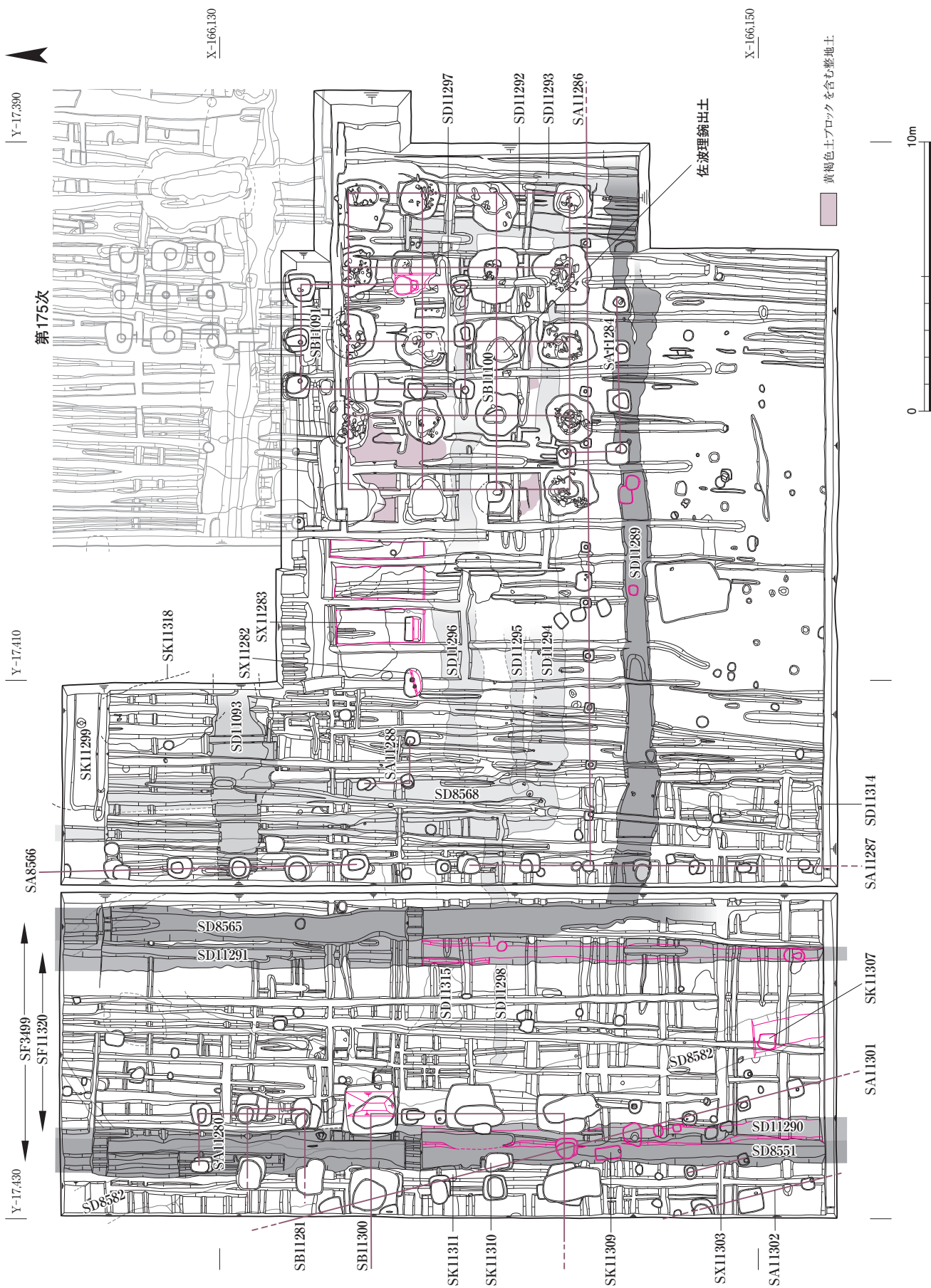


図128 第183次調査遺構図 1 : 200



図129 礎石建物SB11100 (南から)



図130 掘立柱建物SB11300東北隅柱穴断面 (東から)

新たに5基を検出し、桁行5間以上、梁行2間の東西棟建物であることが判明した。柱穴は一辺1.5~1.9mの隅丸方形で、深さは0.7~1.1m、柱間は桁行10尺、梁行12尺である。抜取穴下部の状況からみて、径30~40cmの柱が建てられていたと推測できる(図130)。また内部にも、梁行方向に柱筋を揃えた、一辺0.6~0.8mの隅丸方形で深さ0.4mの柱穴を2基検出した。第71次調査区でも柱穴とみられる穴が大型柱穴の南側8尺の位置に並ぶことから、内部柱穴は梁行方向を三等分する位置に設けられたことがわかる。SB11300はこれらを束柱とする床束建物である可能性が高い。この建物を構成する柱穴は、第71次調査区では内裏東官衙の官衙C区画堀の柱穴より古いことがわかっている(図131)。

掘立柱建物SB11281 SB11300の北側に位置する桁行1間以上、梁行1間の建物。柱穴は一辺1.0mの隅丸方形で、深さは0.6~0.7m、柱間は8尺等間とみられる。SB11300の東妻と柱筋を揃えることから、SB11300にともなって設けられた特殊な建物の可能性がある。

掘立柱堀SA11280 SB11300の北側に位置する逆L字形の堀。南北2間、東西1間を検出した。柱穴は一辺0.6~0.8mの隅丸方形で、深さは0.4~0.6m、柱間は6尺等間である。SB11281より新しいが、南北の柱筋がSB11300の東妻と柱筋を揃えることから、SB11281と同様にSB11300にともなって設けられた特殊な堀の可能性はある。

柱穴SX11282・11283 調査区中央において東西に並ぶ。西側のSX11282は柱掘方が長楕円形で、東西1.1m、

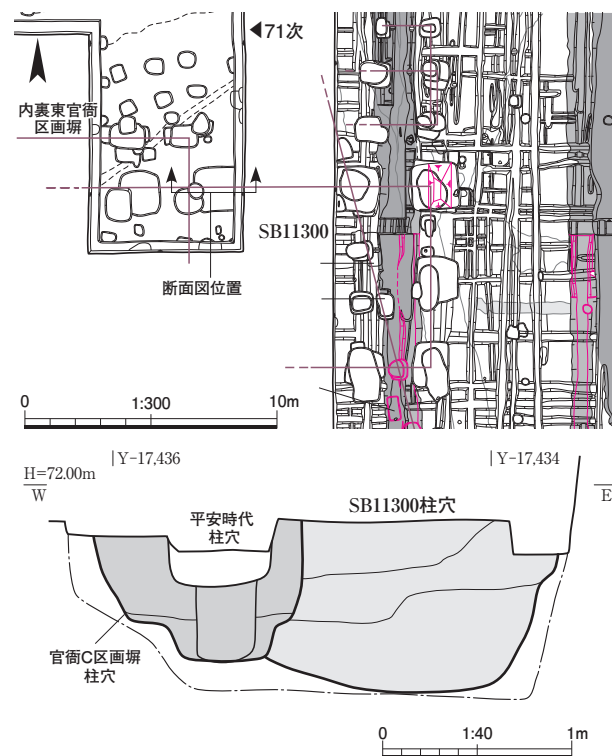


図131 内裏東官衙・官衙C区画堀とSB11300の新旧関係

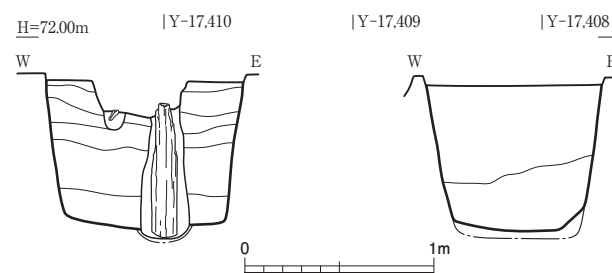


図132 柱穴SX11282 (左)・11283 (右) 断面図 1:40

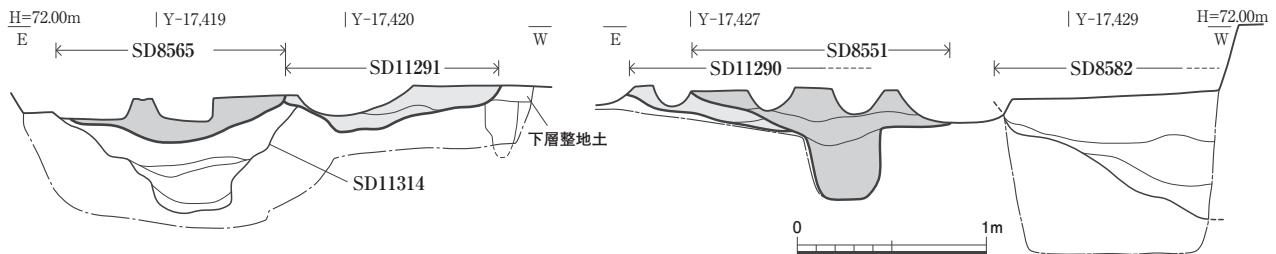


図133 SF3499・SF11320の両側溝の断面図 1:40

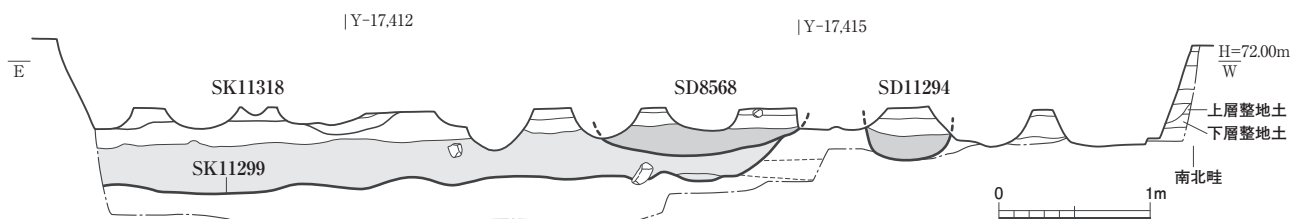


図134 SK11299と下層溝群の断面図 1:50

南北0.6m、深さ0.8mである(図132)。柱穴の東寄りに長さ74cm、最大径18cmの深い柱根が残る。柱の底面は尖るように加工されている。柱穴の西寄りにも浅い柱痕跡がわずかに木質を残しつつ褐灰粘土として遺存する。この西側の柱の基部付近から上は、5～10cm厚の褐色粘質土・暗褐色砂質土・黄褐粘質土を重ねて細かく埋め立てている状況が観察できる。これらの点は、おそらく西側の浅い柱が添柱として東側の柱を支えていたことを示すとみられる。このことと東側の柱根の深さを考えあわせると、ここに建てられた柱は、例えば旗竿などにみられるような、比較的高さのあるものであったと考えられる。その位置からみて、SB11100に付随するものの可能性が高い。SX11283は平面形が隅丸長方形で、東西1.0m、南北0.6m、深さ0.8mであり、SX11282とほぼ同規模の穴である。したがって、柱を立てた痕跡こそないものの、SX11282と同様の構造物をつくろうとしたが、何らかの事情で中断したものとして推測できる。

以上の遺構は整地土上面、整地土の残らない場所では地山上面で検出した。

7世紀後葉から藤原宮造営期までの遺構

掘立柱建物SB11091 調査区北東隅に位置する。第175次調査で検出していた4基の柱穴に加え、今回さらに4基を検出し、桁行3間、梁行2間の南北棟建物を確定した。柱穴は一辺0.7～0.9mの隅丸方形で、深さは0.6～0.8m、柱間は6.5尺等間である。第175次調査ではこの建物の柱穴に長径10cmほどの花崗岩礫が入っていたため、こ

れをSB11100の礎石据付穴由来と推測し、この建物を藤原宮期以後に位置づけた。しかし、今回の調査区内ではSB11091の柱穴がSB11100の礎石据付穴に壊されていることが判明したため、その時期を7世紀後葉から藤原宮造営期までに変更する。

掘立柱塀SA11284 SB11091の南側に位置するL字形の塀で、南北1間、東西3間を検出した。柱穴は一辺0.7～0.8mの隅丸方形で、深さは0.3m、柱間は6尺等間である。後述する宮内先行条坊道路と同時期であるSD11289の埋め立て後で、SB11100より古いため、SB11091とともに藤原宮造営期のものと考えられる。

先行東一坊大路SF3499 調査区西側を南北に通る道路遺構で、南北溝SD8551・8565を両側溝とする。第78次調査でも検出されており、藤原宮造営直前に敷設された先行条坊である。道路幅は側溝の心々間距離で8.8m(25大尺)で、西側溝(SD8551)が幅0.8～1.6m、深さ0.3～0.6m、東側溝(SD8565)が幅0.7～1.3m、深さ0.2mである。西側溝は大部分で深さ0.3mを測るが、調査区北端から南に5～6mの位置では溝の中央が掘り足されて深くなる。東側溝も調査区北端から4mほど南までがやや深い。両側溝の断面は、調査区北端で第78次調査区南壁を活かした畦の断面図に示した(図133)。

条坊道路SF11320 先行東一坊大路SF3499より古い道路遺構で、南北溝SD11290・11291を両側溝とする。先行条坊直前に敷設されたいわゆる「先々行」条坊とみられる。道路幅は側溝の心々間距離で7.0m(20大尺)で、

東西両側溝はSF3499の両側溝により一部を壊されているが、西側溝が幅0.9m以上、東側溝は幅0.6～1.0mである。深さはいずれも0.2m前後であった（図133）。

東西溝SD11289 調査区南寄りに位置し、先行東一坊大路東側溝SD8565と合流する、幅0.6～1.4m、深さ0.2mの素掘溝。その位置は先行四条条間路と先行四条大路のほぼ中間にあたり、坪内を区画する溝の可能性が高い。

掘立柱塀SA11286 SD11289に沿って、その北約1mに位置する東西塀。13間分（25m）を検出した。柱穴は一辺0.4mの隅丸方形で、柱間は6～7尺である。

掘立柱塀SA11287 SD8565に沿って、その東約1mの位置で、SD11289埋め立て後にSA11286に接続するよう設けられた南北塀。SA11286と共有するものを含めて7基の柱穴、6間分（12.5m）を検出した。柱穴は一辺0.4～0.6mの隅丸方形で、柱間は6～7尺である。

掘立柱塀SA8566 SD8565に沿って、その東約1mの位置で、SA11287の北側に柱筋を揃えて設けられた南北塀。柱穴の形状からみて北隣の第78次調査で5間分を検出していたSA8566の延長部分とみられる。今回新たに5間分を検出し、総長10間（22m）となった。柱穴は直径0.7～0.9mの不整円形で、柱間は7尺である。

掘立柱塀SA11288 SA11287とSA8566の東3mに位置するL字形の塀。南北1間、東西1間を検出した。柱穴は一辺0.5～0.6mの隅丸方形で、深さは0.4m、柱間は5尺等間である。柱穴の大きさや、西側の塀との位置関係から、この時期に含めておく。

以上の遺構のうち、SB11091は整地土の上面で検出した。SA8566の北側の柱穴とSF3499・SF11320の東側溝の北側一部を整地土上面で検出したが、基本層序に記したとおり、これは先行条坊敷設に関連する下層整地土と考えられる。その他の遺構は地山上面で検出した。

7世紀前葉から中葉までの遺構

東西溝SD11093 調査区中央北側に位置する、幅1.4～2.5m、深さ0.2mの素掘溝。第175次調査でも検出していたものの延長部分である。今回、先行条坊に沿って設けられたSA8566より古いことが判明した。

L字溝SD11292 調査区東端に位置する幅0.3～0.6m、深さ0.1mの素掘溝。整地土の下層にて部分的に検出した。

L字溝SD11293 調査区の東端に位置し、整地土の下層

にて部分的に検出した、幅0.6～1.2mの素掘溝。SD11292に接続する。

L字溝SD11294 調査区の中央から東側に位置し、整地土の下層にて部分的に検出した、幅0.5～1.2m、深さ0.2mのL字形素掘溝。SD11093より古く、7世紀中葉以前と考えられる。第78次調査区で検出していた南北溝SD8568が接続する。

東西溝SD11295 調査区中央から東側に位置し、整地土の下層にて部分的に検出した、幅0.5～0.7m、深さ0.2m以上の素掘溝。SD8568より新しいが、この溝に交わる位置でとぎれる。

東西溝SD11296 調査区中央から東側に位置し、整地土の下層にて部分的に検出した、幅0.5～1.8m、深さ0.2m以上の素掘溝。SD8568と交わる部分が耕作溝により壊されているため接続するかどうかは不明。

東西溝SD11298 調査区西側中央に位置する、幅0.5～0.7m、深さ0.2mの素掘溝。L字溝SD11294に接続する。

南北溝SD11297 SB11091の西側柱筋に重複する、幅0.5mの素掘溝。SD11296と接続する。

これらの下層溝群は7世紀後葉の条坊道路関連遺構より古い、正方位をとることから6世紀にまでは遡らないと考えられる。現状ではその機能は不明である。

大土坑SK11299 調査区中央北側に位置する。第78次調査で池状の落ち込みとされた遺構で、その南西端を本調査区北側で検出した。深さは0.6mである。藤原宮整地土より下層の遺構であるため、その全貌は不明である。図134の断面図において、SK11299と下層溝群の重複関係を確認できる、第78次調査南壁の土層を示した。重複関係からみて、上記の下層溝群よりも大土坑の方が古い。

以上の遺構はいずれも整地土より下位に位置し、地山上面で検出した。

古墳時代以前の遺構

斜行溝SD8582 調査区西端で検出した幅1.4～1.8m、深さが0.4m以上の素掘溝で、北で15°西に偏する方向に伸びる。第78次調査で検出していた斜行溝の南延長部分で、今回の調査で29m分を検出し、総長は85mに達する。本調査区でも布留式土器が出土した。

蛇行溝SD11314 調査区中央を蛇行する幅0.5～1.0m、深さが最大で0.6mの素掘溝。古墳時代前期のもの。

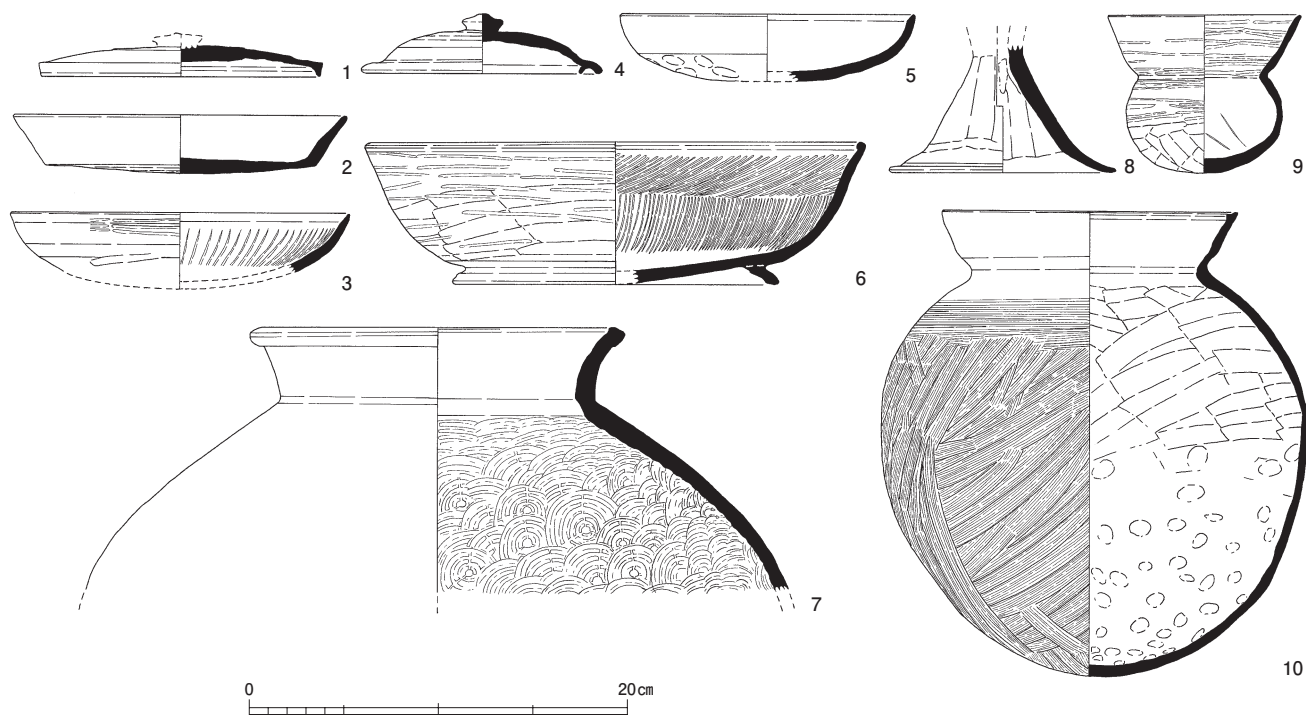


図135 第183次調査出土土器 1 : 4

蛇行溝SD11315 調査区中央を東西に蛇行する幅0.8～1.9m、深さ0.6mの素掘溝。SD11314に接続する。

掘立柱塀SA11301 SD8582に並行して、その西肩から1.2～1.5m西側に設けられた塀。柱穴8基、7間分(14m)を検出した。柱穴は直径0.4～0.5mの円形ないし楕円形で、深さ0.2～0.3m、柱間は2.1～2.5mである。

掘立柱塀SA11302 SA11301に並行して、その4m西側に設けられた塀。柱穴2基のほか土坑に壊された柱穴が1基あるとみられ、検出したのは2間分(4.2m)。柱穴は一辺0.5～0.8mの隅丸方形で、柱間は2.1mである。

柱穴列SX11303 SA11301・11302の中間に位置する柱穴列。柱穴2基からなる。柱穴は直径0.4mの円形ないし一辺0.4mの隅丸方形で、深さ0.2m、柱穴の間隔は2.1mである。

土坑SK11307 斜行溝SD8582の溝底で検出した。一辺0.6cmの隅丸方形で、深さは0.95mである。埋土にはほぼ完形の布留形甕や小型丸底壺が含まれていた。

長方形土坑群SK11309～11311 先行東一坊大路西側溝を掘削後に溝底で検出した隅丸長方形の土坑群。3基とも長さは1.0～1.2m、幅0.5～0.6mとよく類似している。いずれも北で西に振れ、その傾きがSD8582・SA11301

などに近いことから、古墳時代の遺構と考えておく。

以上の遺構はいずれも整地土より下位に位置し、地山上面で検出した。

藤原宮期以後の遺構

溝状土坑SK11318 調査区中央北側に位置する。礎石建物西端から北西に延びる。幅0.4～2.5m、長さ14m以上、深さ0.1～0.2mである。黄色土と炭化物で埋められており、平安時代の土師器皿が含まれていた。

(森先一貴／文化庁)

3 出土遺物

土器 本調査では、整理用木箱20箱分の土器が出土した(図135)。7世紀後葉から藤原宮期までの土師器・須恵器が中心で、飛鳥時代の土馬、中世の瓦器や土師器、古墳時代の土器も出土している。周辺地区の調査に比べて土器の出土量は少なく、大部分が細片で全体の形状があきらかな資料は限られるが、藤原宮造営期から藤原宮期までにおける土地利用の変遷を出土土器からある程度裏付けることができた。以下、主な遺構や整地土からの出土土器のうち、残存状態が比較的良好な資料について、時期ごとに報告する。

1～3は藤原宮期の土器。3はSB11300出土の土師器杯C。復元口径18.0cmで、径高指数は22前後。b1技法で調整し、内面に一段の放射状暗文を施す。1、2は藤原宮期の整地土出土。1は須恵器杯B蓋。つまみを欠き、かえりをもたない。内面が平滑で、硯に転用されたとみられる。2は須恵器皿A。口径17.5cm、器高3.1cm。底部外面をヘラケズリで調整する。これらの土器は、飛鳥Vの特徴を示す。

7世紀後葉の先行東一坊大路両側溝SD8551・SD8565からは、比較的多量の土器が出土した。土師器は、杯B、杯C、高杯、鉢、甕が、須恵器は杯A、杯B、杯B蓋、壺、平瓶、甕がある。4は東側溝SD8565から出土した須恵器杯B蓋。つまみはやや扁平な宝珠形を呈し、内面にはかえりをもつ。5～7は西側溝SD8551から出土した。5は土師器杯G。復元口径15.6cm。口縁端部に内傾する面をもつ。底部外面に広く黒斑がみられる。6は土師器杯B。径高指数は28.5。内面には二段放射暗文を施し、外面はb1手法で調整する。7は須恵器甕A。口径18.5cm。口縁端部は外側にやや突出し、端部上面に外傾する面をもつ。内面に車輪文の当て具痕跡が確認できる。口縁部の内面と外面の大部分に自然釉が厚く降着している。これらの土器は、飛鳥IVに位置付けられる。

8～10は古墳時代の斜行溝SD8582の溝底で検出した土坑SK11307からまとめて出土した土師器。8は高杯の脚部。裾部はラッパ状に大きく開き、脚柱部は中空で内面に横方向のヘラケズリが確認できる。9は小型丸底壺。口径10.0cm、器高8.3cm。外面は胴部下半をヘラケズリで、胴部上半から口縁部内面までをヨコナデののち横方向のヘラミガキで調整し、胴部内面にはナデ調整を施す。10は布留形甕。口径15.4cm。器高24.6cm。胴部最大径22.5cm。口縁はやや内彎し、端部は内面に肥厚す

る。体部外面は縦および斜め方向のハケで調整し、内面は上半を横および斜め方向のヘラケズリで、下半を主にユビオサエとナデにより調整する。外面の大部分に煤が付着し、底部内面にはコゲの痕跡が認められる。これらの土器は、古墳時代前期後半ごろの特徴を示すため、SD8582はそれ以前には開削されていたことがわかる。

(金 宇大)

瓦 類 計677点の瓦類が出土した。内訳は、軒丸瓦2点、軒平瓦4点、鬘斗瓦1点、丸瓦92点(9.42kg)、平瓦564点(48.60kg)で、このほか榛原石が1点、床土以上の層から出土した棧瓦が13点ある。軒丸瓦には6281Aが1点と型式不明が1点、軒平瓦には6641Cが3点と6641種別不明が1点認められる。軒瓦は小片が多く、また少数であるが、軒丸瓦6281A-軒平瓦6641Cという朝堂所用瓦のセットに限られる。

第175次調査での瓦出土量は、過去に調査した官衙地区のなかで最多であることを報告した(『紀要 2013』)。今回の調査でも瓦出土量はやはり多い。しかも、棧瓦と榛原石を除く663点(58.02kg)のうち、約9割にあたる609点(52.23kg)が南北畦より東側で出土している。畦より東側の調査区面積は610㎡であるから、100㎡あたりの出土点数はほぼ100点、重量は9.51kgとなる。第175次調査での出土量よりは少ないが、これまでの内裏東官衙・東方官衙北地区での出土量に比すれば、かなり多い。

このように、礎石建物SB11100周辺からは、官衙地区の他のどの建物よりも多くの瓦が出土している。それはSB11100が総瓦葺であったことを推測させるほどの量とはいえないが、屋根の一部に瓦を使った可能性を否定するものではない。

(森先)

金属製品 図128に位置を示したSB11100礎石抜取穴から、佐波理鉢の口縁部から胴部付近にかけての破片が1

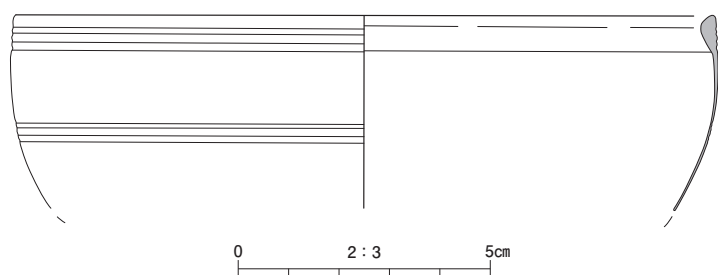


図136 第183次調査出土佐波理鉢



点出土した(図136)。底部は欠失しているものの、残存長9.4cm、残存高4.0cm、重さ26.23 gである。口径(復元)約14cmの深めの甕とみられる。現在の色調は緑銅色を呈するが、一部に本来の色調とみられる黄銅色の金属光沢を認めることができる。ただし、破面も基本的には緑銅色を呈することから、抜取穴に投棄された時点ではすでに破片となっていたようである。口縁部内面は断面三角形に肥厚しており、厚さ3.36mmであるのに対し、胴部は非常に薄く、厚さは0.47mmである。口縁部と胴部の外面には、轆轤によるものとみられる沈線がそれぞれめぐっており、内外面全面に横方向の轆轤挽き痕が認められる。铸造後、内外面を轆轤挽きし、口縁部より下を薄く削った後、沈線をめぐらせたものとみられる。蛍光X線分析の結果は、銅約72%、錫約27%の高錫青銅で、鉛、ヒ素、銀、鉄をごくわずかに含む。上述の製作技法に加えて、成分値が正倉院宝物や法隆寺献納宝物の佐波理製品と概ね同じ値を示すことから、本例も佐波理とみてよいだろう(本書107頁参照)。

木製品・石製品ほか 加工木、木屑、燃えさしなどが21点、石器5点、木炭8点、桃核片8点、馬歯1点が出土したが遺構にともなうものはほとんどない。SD8551から加工木や木屑、燃えさし、砥石片などが出土している。(諫早直人)

4 ま と め

本調査により、とくに古墳時代から藤原宮期にかけての調査区内の土地利用状況が判明した。

藤原宮期 藤原宮の官衙地区で初の事例となる礎石建物SB11100と、桁行5間以上、梁行2間の床張りの大型掘立柱建物SB11300が建っていたことがわかった。両建物は南北の中軸がほぼ揃い、それらを結ぶ東西の直線は藤原宮大極殿院の中心を通ることから、藤原宮造営当初から計画的に配置された建物である可能性が高い。ただし、SB11300は内裏東官衙の一番南(官衙C)の区画堀より古いため、SB11300は藤原宮期の前半に存在し、のちに解体されたと考えられる。一方、SB11100には建て替えの痕跡がなく、多くの礎石はこの場所が耕作地に転じて以降に抜き取られているため、藤原宮期を通じて存在したと考えられる。総柱であることと瓦の出土状況から、建物としては、屋根の一部に瓦を使用した可能性が

ある高床の倉庫や楼閣風建物が候補となる。いずれにせよ、これらの建物はその配置や規模、構造からみて、大小の区画のなかに配置された既知の官衙建物とは異なる、特殊な性格をもつものであったことが推測できる。今後、出土遺物や周辺遺構等からその性格を総合的に検討していきたい。

また、これまで藤原宮期の内裏東官衙地区には、建て替えをともないつつも三つの官衙区画が並んでいたと考えられてきた。しかし上記の内容から、内裏東官衙地区の官衙Cは藤原宮期のある時点で増設されたものである可能性が高くなった。また、礎石建物の発見によって、従来予想されてきた東方官衙地区最南部の官衙区画は存在しないことが判明した。このように、今回の発見は藤原宮全体の構造とその変遷を考える際に極めて重要な知見をもたらすものである。

7世紀後葉から藤原宮造営期まで 藤原宮造営に先立つ条坊道路(先行東一坊大路)と、同時期に坪内を区画していた堀や溝を検出した。先行条坊の敷設直後から坪の内部を計画的に利用しようとしていたことを示す事例である。また今回、先行条坊直前に敷設された、条坊道路とみられる道路遺構も検出した。この条坊道路は先行東一坊大路よりも道路幅が狭いため、条坊道路が道路幅の拡張をとまって2回にわたり敷設されたことを示している。同様の状況は、内裏地区でおこなった第100次調査(『年報 2000-II』)でも確認されており、今回新たな類例を追加することができた。このほかに、先行条坊埋め立て後に建てられた建物や堀も確認した。条坊道路の敷設から藤原宮造営期にかけては、遺構が短期間でめまぐるしく変化したことがわかる。

7世紀中葉以前 7世紀前葉から中葉までには、調査区内に正方位をとる素掘溝が多数掘削されていた。機能は不明であるが、当時のこの場所の利用状況を示す重要な知見といえる。また、古墳時代の斜行溝や掘立柱堀も検出した。本調査区の北西でおこなった第41・44次調査でも、柱掘方に布留式土器を含む5世紀代の角柱掘立柱建物や、時期が降る6世紀代の掘立柱建物群を検出していたが、斜行溝SD8582およびこれと並行する掘立柱堀SA11301・11302はそれよりもさらに時期が遡るため、周辺の土地開発史について新たな知見を追加するものといえる。(森先)